

■ 千葉県内私立高校等の授業料減免制度

◎ 対象となる方（千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱 第2条による）

生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

- 1号 生活保護を受給されている方
- 2号 市町村民税【所得割】の額（※）が、51,300円未満である方
（年収350万円未満程度の世帯）
- 3号 市町村民税【所得割】の額（※）が、175,500円以下である方
（年収640万円以下程度の世帯）
- 4号 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方
- 5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※ 保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額

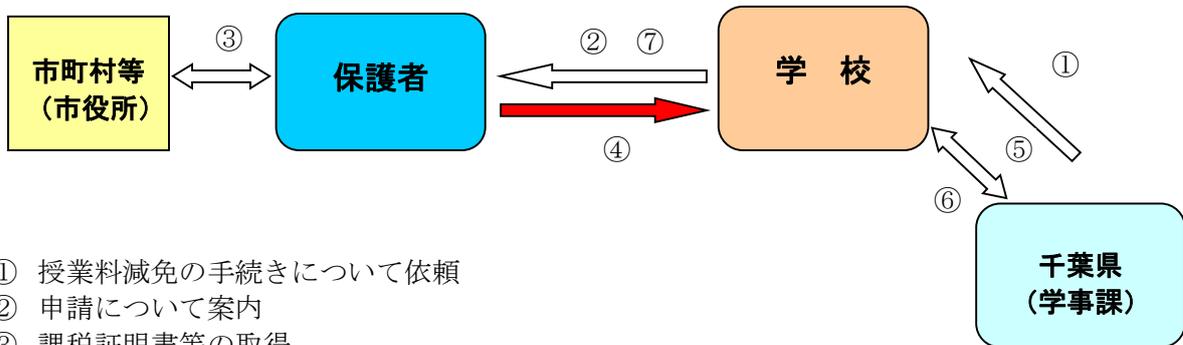
◎ 申請方法

在学校に直接申請する。

※ 申請時期、必要書類等の詳細は各学校にお問い合わせください。

※ 当該制度は、制度を利用している学校（学校法人等）に対する補助になりますので、県が保護者の方へ直接授業料の補助するものではありません。

◎ 申請から補助までの流れ



- ① 授業料減免の手続きについて依頼
- ② 申請について案内
- ③ 課税証明書等の取得
- ④ 学校に申請書類を提出
- ⑤ 学校で審査後、千葉県で申請書類等を確認
- ⑥ 千葉県から学校へ補助金を交付
- ⑦ 学校が減免対象者の授業料を軽減

◎ 減免される額

減免の要件	減免内容
上記の1号・2号に該当	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
上記の3号～5号に該当	授業料の3分の2から就学支援金を除いた差額を免除

(例)

○子どもは、高校3年生が1人、高校1年生が1人の計2人である。

○高校1年生の子どもが私立高校に入学しており、授業料は月3万円である。

⇒市町村民税所得割の額（保護者合算）により、以下の（1）～（4）に分かれます。

(1) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が0円の場合

(=就学支援金2.5倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (2.5倍加算) 14,850円	授業料減免 5,250円
---------------------------	------------------------------	-----------------

(2) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が51,300円未満の場合

(=就学支援金2.0倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (2.0倍加算) 9,900円	授業料減免 10,200円
---------------------------	-----------------------------	------------------

(3) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が51,300円以上154,500円未満の場合

(=就学支援金1.5倍加算該当、授業料減免3号該当により、授業料の3分の2を免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (1.5倍加算) 4,950円	授業料減免 5,150円	保護者負担 10,000円
---------------------------	-----------------------------	-----------------	------------------

(4) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が154,500円以上175,500円以下の場合

(=就学支援金加算なし、授業料減免3号該当)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	授業料減免 10,100円	保護者負担 10,000円
---------------------------	------------------	------------------

(5) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が175,501円以上304,200円未満の場合

(=就学支援金加算、授業料減免共に該当せず)

→就学支援金基準額分のみ支給となるため残額20,100円は保護者負担となります。

◎ 授業料減免制度のQ&A

Q1) 授業料の減免を受けられる期間は？

A) 4月分の授業料からその年度の3月分までの授業料までです。また、家計状況が急変した場合には、年度途中からも受けることができます。

Q2) 給与所得(年収)が340万円なので全額の減免になりますか？

A) 所得等は目安であり、授業料減免の判断基準は市町村民税の所得割額(保護者の合計額)になります。

Q3) 授業料減免と国の就学支援金の両方を受けられますか？

A) 各々の要件を満たしていれば可能です。なお、国の就学支援金の対象となる場合は、必ず手続きをしてから県の授業料減免の手続きをしてください。

Q4) 授業料減免と奨学金の両方を受けられますか？

A) 各々の要件を満たしていれば可能です。

Q5) 学校に納付する施設設備費は授業料減免の対象となりますか？

A) 対象となりません。あくまでも授業料のみについての補助となります。